

原田車両設計株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年5月31日までの2年2か月間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を7%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和3年5月 男性の育児休業取実績を報告、併せて男性も育児休業を取得できることを周知
- 令和3年6月～ 相談窓口となる担当を設置し、新たに対象となる男性従業員が発生した場合、制度の周知を積極的に行う

目標2：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備し、相談窓口担当を設置する。

<対策>

- 令和3年5月 相談窓口設置の周知
- 令和3年6月～ 相談窓口となる担当を設置、以後対象従業員への継続的なフォロー実施

目標3：所定外労働を削減するため、時間外労働休日労働に関する協定届（特別条項）の延長できる時間数を12時間/年ずつ削減し、届け出る。

<対策>

- 令和3年4月 時間外労働休日労働に関する協定届（特別条項）の延長できる時間数を、前年から12時間/年削減
- 令和4年4月 さらに12時間/年削減
- 令和5年4月 さらに12時間/年削減